

別添

基安発0529第2号

平成26年5月29日

別紙関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

(公 印 省 略)

平成26年の職場における熱中症予防対策の重点的な実施について

職場での熱中症予防対策については、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」（以下「基本対策」という。）により示しているところですが、平成25年の職場における熱中症による死亡者数は30人と例年よりも多く、業種別に見ると、建設業が9人、製造業が7人、警備業が2人、農業、林業及び運送業が1人等となっており、引き続き基本対策で示している熱中症予防対策の的確な実施が必要です。

さらに、気象庁の暖候期予報によれば、平成26年の暖候期（6～8月）は、西日本、沖縄・奄美では気温が平年並みか平年より高くなることが予想されている（参考の1参照）ことから、熱中症による労働災害が多く発生することが懸念されています。

以上を踏まえ、平成26年の職場における熱中症予防対策については、建設業及び建設現場に付随して行う警備業（以下「建設業等」という。）並びに製造業を対象業種として、基本対策のうち、特に下記の事項2及び3を重点的に実施することとしましたので、貴職におかれましては、職場での熱中症予防対策に一層の取組をいただくとともに、会員事業場への周知等について特段のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、平成25年の職場での熱中症による死亡災害の発生状況について、別紙1のとおり取りまとめましたので、ご活用下さい。

記

(略)

別紙1～3 (略)